

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

佐賀県人事委員会規則第8号

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則
(通勤手当に関する規則の一部改正)

第1条 通勤手当に関する規則(昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに県職員給与条例第10条第1項及び学校職員給与条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。通勤手当の支給を受けている職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</p> <p>(3) <u>第9条の4第1項</u>の職員たる要件を欠くに至った場合</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに県職員給与条例第10条第1項及び学校職員給与条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。通勤手当の支給を受けている職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住居、通勤経路、<u>通勤方法若しくは県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項に規定する自転車等の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるもの(以下「駐車場等」という。)</u>を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する<u>県職員給与条例第10条第1項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第1項第1号に規定する運賃等(以下「運賃等」という。)</u>の額若しくは<u>県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項に規定する駐車料金(以下「駐車料金」という。)</u>に変更があった場合</p> <p>(3) <u>第9条の6第1項</u>の職員たる要件を欠くに至った場合</p>

改正前	改正後
<p>2 略 (確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示、<u>第9条の4第1項</u>の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出等の方法により確認し、その者が県職員給与条例第10条第1項及び学校職員給与条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2・3 略 (普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出)</p> <p>第6条 普通交通機関等（県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項に規定する特別急行列車等（以下「特別急行列車等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>第8条 県職員給与条例第10条第2項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第8条の3第1項第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それ</p>	<p>2 略 (確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は<u>第9条の2に規定する駐車場等に該当する施設であること及び駐車料金若しくは第9条の6第1項</u>の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出等の方法により確認し、その者が県職員給与条例第10条第1項及び学校職員給与条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2・3 略 (普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出)</p> <p>第6条 普通交通機関等（県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項に規定する特別急行列車等（以下「特別急行列車等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>第8条 県職員給与条例第10条第2項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第8条の3第1項第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それ</p>

改正前	改正後
<p>ぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（<u>県職員給与条例第10条第7項及び学校職員給与条例第11条の3第7項</u>に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額</p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第8条の3 県職員給与条例第10条第2項第3号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める区分及びこれに対応する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県職員給与条例第10条第1項第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 県職員給与条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額又は学校職員給与条例第11条の3第2項第1号及び第2号に定める額<u>に300円を加算した額</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>ぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（<u>県職員給与条例第10条第8項及び学校職員給与条例第11条の3第8項</u>に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額</p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第8条の3 県職員給与条例第10条第2項第3号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める区分及びこれに対応する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県職員給与条例第10条第1項第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員 県職員給与条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額又は学校職員給与条例第11条の3第2項第1号及び第2号に定める額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(駐車場等の要件)</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>第9条の2 駐車場等に該当する施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第4条の規定により決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路(第3号において「通勤経路」という。)にある交通機関の駅、停留所等(第3号において「乗り継ぎの駅等」という。)の周辺にある施設で、かつ、交通機関から自転車等へ、又は自転車等から交通機関へ乗り継ぐための施設であること。</u></p> <p><u>(2) 職員の扶養親族たる者(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第9条の6第1項において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び県職員給与条例第8条第2項又は学校職員給与条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)が所有する施設及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受けている施設並びにこれらに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。</u></p> <p><u>(3) 通勤のために自転車等を使用する職員が利用する次のア又はイに掲げる施設の区分に応じ、当該ア又はイに掲げる距離が片道1キロメートルを超えることとなる施設であること。</u></p> <p><u>ア 通勤経路における住居に近い側の乗り継ぎの駅等の周辺にある施設 住居から当該乗り継ぎの駅等まで自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の距離</u></p> <p><u>イ 通勤経路における勤務公署に近い側の乗り継ぎの駅等の周辺にある施設 当該乗り継ぎの駅等から勤務公署まで自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の距離</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自転車等の駐車のための施設の状況、</p>

改正前	改正後
<p>(通勤が困難である職員)</p> <p>第9条の2 県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。</p>	<p><u>職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、職員が利用する施設を駐車場等に該当する施設とすることができる。</u></p> <p><u>(駐車場等に係る通勤手当の額)</u></p> <p>第9条の3 県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。</p> <p>(1) 1の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 月を単位として駐車料金が定められている場合 当該駐車料金の額</p> <p>イ 駐車料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該駐車料金をそのわたる月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額</p> <p>(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額</p> <p>(通勤が困難である職員)</p> <p>第9条の4 県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、<u>県職員給与条例第10条第3項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第3項第1号</u>に規定する特別料金等相当額(第9条の5第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。</p> <p>(やむを得ない事情により特別急行列車等を利用する職員)</p> <p>第9条の4 <u>県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項</u>の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員(特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)とする。</p> <p>(1) <u>職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)</u>の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。)に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担す</p>	<p>(特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第9条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、<u>県職員給与条例第10条第4項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第4項第1号</u>に規定する特別料金等相当額(第9条の7第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。</p> <p>(やむを得ない事情により特別急行列車等を利用する職員)</p> <p>第9条の6 <u>県職員給与条例第10条第6項及び学校職員給与条例第11条の3第6項</u>の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員(特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)とする。</p> <p>(1) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。)に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該子の養育を行っているものに限</p>

改正前	改正後
<p>ることを常例とするもの（当該子の養育を行っているものに限る。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる職員にあっては、<u>第9条の5第4項、第10の2第2項第1号</u>及び同項第2号中「8万円」とあるのは「15万円」と読み替えるものとする。</p> <p>(支給日等)</p> <p>第9条の5 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、<u>県職員給与条例第10条第2項第2号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第10条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が8万円を超えるときにおける第1項に規定する支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 <u>県職員給与条例第10条第6項及び学校職員給与条例第11条の3第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</u></p> <p>(1) 略</p>	<p>る。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる職員にあっては、<u>第9条の7第4項、第10条の2第2項第1号</u>及び同項第2号中「8万円」とあるのは「15万円」と読み替えるものとする。</p> <p>(支給日等)</p> <p>第9条の7 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、<u>県職員給与条例第10条第2項第2号又は学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）</u>、<u>特別料金等相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）<u>及び県職員給与条例第10条第3項又は学校職員給与条例第11条の3第3項に定める額の合計額（第10条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）</u>が8万円を超えるときにおける第1項に規定する支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 <u>県職員給与条例第10条第7項及び学校職員給与条例第11条の3第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</u></p> <p>(1) 略</p>

改正前	改正後														
<p>(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 県職員給与条例第10条第6項及び学校職員給与条例第11条の3第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 県職員給与条例第10条第6項及び学校職員給与条例第11条の3第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、人事委員会が別に定める場合を除き、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第10条の3 県職員給与条例第10条第7項及び学校職員給与条例第11条の3第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第8条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">原動機付交通用具を使用する職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">片道の使用距離</th> <th style="width: 50%;">通勤手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>60キロメートル以上</td> <td style="text-align: right;">40,300円</td> </tr> </tbody> </table>	片道の使用距離	通勤手当の額	略	略	60キロメートル以上	40,300円	<p>(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 県職員給与条例第10条第7項及び学校職員給与条例第11条の3第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 県職員給与条例第10条第7項及び学校職員給与条例第11条の3第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、人事委員会が別に定める場合を除き、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第10条の3 県職員給与条例第10条第8項及び学校職員給与条例第11条の3第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第8条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">原動機付交通用具を使用する職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">片道の使用距離</th> <th style="width: 50%;">通勤手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>60キロメートル以上 62キロメートル未満</td> <td style="text-align: right;">39,300円</td> </tr> <tr> <td>62キロメートル以上 64キロメートル未満</td> <td style="text-align: right;">40,600円</td> </tr> </tbody> </table>	片道の使用距離	通勤手当の額	略	略	60キロメートル以上 62キロメートル未満	39,300円	62キロメートル以上 64キロメートル未満	40,600円
片道の使用距離	通勤手当の額														
略	略														
60キロメートル以上	40,300円														
片道の使用距離	通勤手当の額														
略	略														
60キロメートル以上 62キロメートル未満	39,300円														
62キロメートル以上 64キロメートル未満	40,600円														

改正前		改正後	
		<u>64キロメートル以上 66キロメートル未満</u>	<u>41,800円</u>
		<u>66キロメートル以上 68キロメートル未満</u>	<u>43,100円</u>
		<u>68キロメートル以上 70キロメートル未満</u>	<u>44,400円</u>
		<u>70キロメートル以上 72キロメートル未満</u>	<u>45,600円</u>
		<u>72キロメートル以上 74キロメートル未満</u>	<u>46,900円</u>
		<u>74キロメートル以上 76キロメートル未満</u>	<u>48,200円</u>
		<u>76キロメートル以上 78キロメートル未満</u>	<u>49,500円</u>
		<u>78キロメートル以上 80キロメートル未満</u>	<u>50,700円</u>
		<u>80キロメートル以上</u>	<u>52,000円</u>

(通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(令和7年佐賀県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(やむを得ない事情により特別急行列車等を利用する職員に関する経過措置)</p> <p>4 改正後の規則<u>第9条の4第1項第1号</u>及び第2号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった(これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。)にも適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>(やむを得ない事情により特別急行列車等を利用する職員に関する経過措置)</p> <p>4 改正後の規則<u>第9条の6第1項第1号</u>及び第2号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者(これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。)にも適用する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(この規則による改正後の通勤手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項第2号に規定する「駐車場等」をいう。)を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することによ

り施行日において佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第35号）第1条による改正後の県職員給与条例第10条第3項及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第38号）第1条による改正後の公立学校職員給与条例第11条の3第3項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の規則第3条第1項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。